

## 岡崎市短期集中型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第115条の45第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下、「実施要綱」という。）第5条に規定する短期集中型通所サービスについて必要な事項を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岡崎市とする。ただし、介護保険法で定められた運営基準を満たすものとして、指定を受けた岡崎市内で事業を展開する事業所を有している法人で、適切な事業運営ができると認められる法人に委託できるものとする。

### (サービス内容)

第3条 この要綱により実施する短期集中型通所サービスは、通所と訪問を組み合わせた一体的なサービスとし、提供するサービスは別に定める岡崎市介護予防・認知症予防プログラムを参考に実施されるものとする。主な内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 通所は、運動器の機能向上を中心に栄養改善や口腔機能に関する複合的なサービスを提供する。さらにはセルフケアに向けた動機づけを行うことによって、サービス終了後も継続的に機能維持・改善を図ることを目的とする。
- (2) 訪問は、生活の場における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整等を行う。さらには自立した生活を送ることができるよう継続的なセルフケア意識の定着や社会参加を図ることを目的とする。

### (対象者)

第4条 短期集中型通所サービスを利用できる者は、要支援1・2の認定者又は市が実施する基本チェックリストで事業対象者と判断された者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岡崎市に住所を有する65歳以上の者
- (2) 短期集中型予防通所サービスの目的及び内容を理解し、自ら参加を希望する者

### (必要な設備)

第5条 短期集中型通所サービス事業者は、短期集中型通所サービスの事業を行うために必要な広さを有する当該短期集中型通所サービス専用の区画を設けるほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備及びを設置しなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の区画の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面

積以上とすること。

(人員配置)

第6条 短期集中型通所サービスに従事するもの（以下、「従事者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 短期集中型通所サービス事業者は、短期集中型通所サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、短期集中型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該短期集中型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 通所の場合は、理学療法士、作業療法士、看護師又は保健師の資格を有した従事者のうち、いずれか1名以上を専従で配置するとともに、利用者が5名を超える場合、利用者が10又はその端数を増すごとにサービスの提供に適した従事者を1名以上配置するものとする。サービスの提供に適した従事者については、当該短期集中型通所サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (3) 訪問の場合は、理学療法士又は作業療法士の資格を有した従事者のうち、1名以上訪問することとする。

(再利用)

第7条 概ね1年間の利用期間を空けて、ケアマネジメントの結果、短期集中型通所サービスの利用が必要であると判断された場合は、再利用できるものとする。

(サービス利用中の中断)

第8条 中断理由を問わず、利用者が短期集中型通所サービスを中断した場合は、サービス提供期間中の6か月の期間中であれば、中断後も継続して利用できるものとする。

(利用料)

第9条 利用者が負担するサービス利用料は無料とする。ただし、サービス提供に必要な実費については、実費徴収できるものとする。

(送迎)

第10条 短期集中型通所サービス事業者は、担当する圏域を基に、身体的その他の状況から、自力での短期集中型通所サービスの利用が困難な利用者について、原則送迎を実施すること。なお、担当する圏域外の利用者を受け入れる場合においても、自力での参加が困難な利用者については、原則送迎を実施すること。

(衛生管理等)

第 11 条 短期集中型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設や設備等について、衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第 12 条 短期集中型通所サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 短期集中型通所サービス事業者は、当該短期集中型通所サービス事業所の従事者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 短期集中型通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得なければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 短期集中型通所サービス事業者は非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを職員に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全管理体制)

第 14 条 短期集中型通所サービス事業者は事故防止のための十分な注意を払うとともに、利用者に症状の急変等が生じた場合等に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連携方法をあらかじめ定めなければならない。

2 短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。